遊京漫録

上

へ10
407
1

侍 ハ 10
407
巻 1

越京漫録序

父母ゆかりあるまゝに、ほど海ゆにあるのうらをあさ
しゝの都へもとゝびけるものゝ箱根のいでゆのしゝ
十五ゝびまゝ有るゝ　六浦なる金澤より入江をゆきて八の
こゝかゝるゝ　を年のうちのゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
みゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]ひて後十七[illegible]より母[illegible]にもなりて面影も江戸の[illegible]
倉重[illegible]なりしを[illegible]十九まで叔母の自[illegible]
八月[illegible]田中[illegible]所[illegible]志[illegible]
七日八日[illegible]年[illegible]
[illegible]老人[illegible]八[illegible]
[illegible]国八[illegible]思[illegible]
[illegible]老人[illegible]後[illegible]
[illegible]四
[illegible]五[illegible]
[illegible]八[illegible]又五[illegible]十[illegible]
[illegible]八[illegible]

なるなん[illegible]年毎に十日[illegible]の旅ゆき二[illegible]
[illegible]甚[illegible]馬の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

清水濱臣

宮城県図書館蔵書

東漫録巻の一

清水濱臣

きさらぎ七日よりあるこかんとおもひたちて八幡宮参詣の前板
谷にまかりてうめをもとめて歌よみ侍りける
ていてうの川をかへりみる
梅がゑをたずねてきたる川崎の都よりまゐりみんかはのみち
川崎すぎて八幡にまゐりまゐりてゆひのもとなる
よもぎなるをにぬるとて三首のきくまて六一うた
もりうまに光をそへまゐりて武州川崎の宿
小田原より清人八梅井勇雄杉井紀雅ともなりて六日
こゝに過る　いひやるまゐて箱根へと急くに風雨

はるばるとして三、とにおひ来るといのてにハ色のよ
いよりてこれハ音羽の山見てあり人数よりあり
てし来りとて
みよ一殿の宮にあるかと思ひ人数かくてこるきよいそ
湯なまて人とて歌をさそるて歌よむ事ハの
名をこにこれる水の名ハかくもてみるまの郷
三角のすく白波とりよ所ハ清水いと殿のきり沿上
堀ようといてそせよ行やを示ものを水ハ亭とあつく堀ようを
記をきてそこにやてかきてあるを辞
あを殺あるを殺うくあるの八あるのの八のそうを是
山よりこひまひあるもきあるの殿ものいさるよ流を八さるの

ようをこそるこれ人命一さいハにこるるよきるあけなる八ハを
うれらあるの辰のあるそうのんもるこ殺のこ
さハ海をを来るて海をくるこ殺ようて海
ようり別れるい殺の島をむるるるん流をそうくこて
海ハりとハりよ名きこてに箕根ようよ西をみまの駅路いそる
もるを北ハり白波とりよ流あるを上ハ蒜池といこるを
いてあるいいとをこて殺ハの殿ものりを名るるるこにのこた
を事出るる大船者の西堂ようこに是所ハ一こ月
あるのをきてからのこるきあハまをいをあるを名を方丈
ハり是ハてをきにるこるるをこてをこるもまりけを殺ハ
をるこ殺をを殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ殺ハ

すみてふるく大流と信濃をき須あり まゝをいとなすこと
海をうるあるをうけてまた杜のかやを西へとるれは
分を言にかはりすなわち ゆくき流のをなすり分をあのれを十
を言あるをもつて 大流をみるをあるれをこの流やを
にうこてあるをを六年ゆるをひとり猪をとるまてをこめ
言をあり まゝあるをいをてもこのをあるを歌うをらく
世はちををにかりてかるををするをあるをまゝをすて
此流をを待 かくうるをいをを大江門なる土殿の景のゆをて志のをを
の秋のををいををかみのゆはあるをまゝをの度世をを
由は異唐はあるを磯をのををを皆ををあるをいを
海を南りをてあるをこのをを所れをををををしをれを

志賀の浦をおるをかををんをあるををしくを
まををを通はゆくをのををるをををををいををの舟
都路をををを旅くをををんををををやいのたみを一殿の船
荒井は海をををんをををるに風いををゆををを浪あを
をかををを一ををかをををををををををををををををけ
もかををを
波風はあるをの海を旅くもををををををををををををををを
はるを川の橋ををををををををををををををををををををを
をををを京都をを立てをを川をやをいくをあるをて都をををあを
ををは都ををみををるをを元明帝はみをををある大石をを
海ををて一をを旅角のあを 威徳井殿某月ををを

あるくに　あり　一　あるつけてるとにそくこうこう詞

此犬石八大和国添上郡なる眉見寺のうろけさにそなこて八

むり　元明けうそを葬畏　ものるも　おりうそをもめ八四方

四隅ゆ　こそるものて隼人ゆうもけうそるゆまて寄ものも

ゆんを時うつる星のそるを寄こそ土うつまて沈の在ようつもも

しもおそ六八四隅まるそれもけうそうかうと甚きねまてる

あるを使いるるこあるを此一つのをあやうまきくすることあ八せ

るしるを後ま八七疋狐とうひけうそてつひは稲荷のそてう

城いけをとるをさくこてあくぬてもいひつるめりあるも

こう　やうひけそのつることにあるくるた藤なつあるのこう

にもうせて此犬石のゆゑう　きう　つけきあるくなかくり

あくハ大江門のこうけ屋人清みけそあを

三月六日ゆ　聖あるは見ゆるたるる歌をけうゆ

ゆねそ花けを聲ゆあひまひゆ　聖ゆくみしていきくしやハ

みゆ　聖城いうけうくゆ　にもそうつむ吹ろうけるを

笠中けゆのうきるあつむる　歌あるるやみゆ　聖のそけ

さそそむちるる七日ハみゆの　山にこるてあくんそあるよ

ゆ　聖るきけよ八蕨七日八海いくくを搭をる　花けうこて

志城るして　西をそこし　花ゆ急にまるて　婚　こゆ　け　要

みゆ　聖けそのゆ　ゆのさそこるを　こそうるて　花りあきこう

都　こうつるをあてうつきこいるものあこ

こう　けて　花ゆあまこ　一　袴こうも六年八日きて　か　一　まくてうき

都にありて人々にこそしてよむ歌ども
家上のけうぶ法師を
うけ給はりてとりせ八橋の本のかたへにあるもみぢ
三月ばかりこのけうぶ面にあるこに詠とてかきけり言てよめる
こゝろ詠歌
橋見れば塩竈ばかりの浦風にたちて色なき桜のゆゑ書をばそこ
ばかりこゝろ中ばかりたるもの也しばしばこゝ
人間世界ばかり秋の夕暮八あるべきばかりあるべし五
角堂にて海道寺に橋を新枝等あるべし
して歌をしるべき時間部をかゝる
部をかゝるべしとて書のよりあるべ
部をかゝるべしとて書のよりあるべ

尚法師に題をとりて馬上恋を
妹をみてこゝろのうちにとりてのまに恋をみるべし
並河左衛門橋大尉の七十賀に部屋をもうけて
歌よみ申せ言る時 大江俊秋
夏にうるはしいとりて八十賀をすぎるまでやすらへ
あり人にこゝろにのこるつきるこゝろ部屋を橋の
言て人ゆくこゝろ
世ばかりに思ひ入江の九本橋のあるべし人もしらぬやうに
まこと世界
名家の人にてはべりとて友ともの恋をとりなる
仁和寺に所侍 矢守大和守の部屋に立に者にこゝろあり

てみすれとも歌とはこれたに雙ふ景の業なりと言はれ
ぬるいにしへ人月花もまたひと景の窟はあけ
ある人はこれを歌はれ画りの
ものなりとて人格を失ふ事はすみやかなるべし
人はたとひ月花を歌ふ言葉にたゆまず感やまとを出
思ひいてハうもみなり一言句ある格をひかず道はなくさり
新撰作所はかきて歌こゝろ
宇治川のせゝらぎてゝにあるくゝ歌はれこゝろ詩
寿菓述懐ゝゝを
いふ歌ゝに言の葉のゝハ吉ゝれいつゝいんこゝろ
のゝゝつゝ言葉はは園ゝ号ゝてはゝてこのゝやゝんゝ

知月ゝゝを言葉ゝにのゝりて歌ゝてゝ作ゝくゝあゝ
ゝゝ
もみちゝゝ葉ゝまゝて言葉ゝ義ゝ基ゝにゝあゝゝゝこゝろのゝ
西本願寺ゝ基ゝはゝて仏ゝ本様ゝゝはゝを
歌ゝりゝゝ
なきゝ人のゝゝゝゝゝ秋屋の夜のゝゝゝきくゝ
ゝ名具根ゝゝゝ
はゝりゝゝゝ人ゝゝゝ号ゝ
あゝゝゝ宇治川の夢ゝ月ゝ月ゝゝゝゝゝ
吉野ゝゝハゝゝゝ嵐川ゝゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝゝ人ゝゝゝゝゝゝ

何事ともなけれども心をきよめて物もおもはるる常にうつる事

そはの秋八月十五夜前夕やうやうして人々と共に望をまもる

てゝ名月の深くうつる事

石間をとおしてうつる八月の大月のおもしろきのうち夏をおもふ人

常にうつる雲はかすかの夕霧をうすくにのけて夜八あるとも事

山家人稀

紫雲のうつるかの男のかたちを八都はしまてを推みて八ましく

ちきうとおきてまつとあるなと山里八思ひしらるも人はとひ来

甘医博士賀川玄悦の白鷺亭ハ人とてひて歌よむる

みの毛ぬくゆるまつきに志ぬ雪をはやと八夏に和推とひくる

ありまもてあゆこさをうつる夏のの月をいとう雪あ

瀧詮のまてゝ沖蕾の歌

沖なけいひしなまてうつる八もはは先はうる

羽倉信美うまうて端午庚申歌

うるうるのは松はかりあるねぬるのみるいはゆ夏来

聖霊会

いくそうひとうくゆるのめ仏をうしきとうく板林の

かうるそ魂のうきとうるはうるとうるを夏をあくあ

疫病魔うまうて都会を

都人きてあるうんを所くあひうるとあるも志まてそなく

のうるうきに所くきすき夜都人ハ所者八きのうとあ

菊菊の賀

いさゝかなる神の所をうえひこのつくりかなてこれをなこのこゝろ

[illegible]の画り

[illegible]

青葉楓の画り

[illegible]

[illegible]

一[illegible]八重にさきしを[illegible]

[illegible]

不[illegible]

[illegible]

牡丹[illegible]画は

そ見てこゝるはいかゝもゆゝしき事なるにとゝまる[illegible]

ある人の八十賀り

[illegible]九十百とせまちてまゝもいとゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

塩竈にあひて都のかたしまなりて多のかたてをそれ自ひかたらふ事

筑紫にて見なれぬ

神をくらはなるを八坂の人をハ坂のこと所の名とて

六月十六日海の月みんとて大津のみきハなる老船樓り

やまとなるにあやまくなる事はすまひり月の新さ

いつくにもあるハ思ふひとくとする所なるもあるを

三人とひまをさりかをめるにいつくもの

ゆきあるんこをもとをもとをもとを三人ハ人いてまて三の弦きし

なりまひらをよりうの船

あのるに見ハをかなをもてをつきをを可なるを

晩るになりて去ををををををて月いをを

うきををなつの秋ふけてを海の涙をぬをををを月の都

淀海のうみ八十の淀のうをり毋をををを月ハ月ハ

ををしをにんをををを夏の秋八月にあみをく涙ハ変ハ

人をををに船ハハ船ハをををををををををを

中をにををををををををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山川のはしあるかたにおいて　もてあそぶものあり
はるばるみむかの後おもむき　こころのうちにおもひこ
ふるもの歌

あるかたのこころの仏養ハこゝろあるものとて
千家に安置せる寺にこゝろのゆきもとゞまりて久
しくあるとあるこゝろ　歌ハ
はるばるとみむかの後おもむき　仏養ハ武州
きたゝこゝろ　つきて　こゝろあり　於てあるひきこゝろ
はるこゝろ　ゆくこゝろ　五百世に後ちかく
てあるもの　こゝろ　又　仏養歌
都りこゝろ　七月　有る井及よりて　脇鞠

武見なるこゝろ
あるこゝろ　ゆくこゝろ　ハこゝろ　ひとみゆくこゝろの　脇鞠
七月十日　都をもとる　東のこゝろ　こゝろ
月に駒　こゝろ　むこゝろ　盃にこゝろ
ゆくこゝろ　ゆくこゝろ　こゝろ　又もこゝろ　賀茂の河原
色板　こゝろ　こゝろ　こゝろ
越こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ
伊勢に太神に宮にまゐりて　七月十四日のこゝろ
こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ
二見に　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　海上晩
こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ　こゝろ

さて一編いきけ京に書の人のもぬさをもて六日八ちや
家ばかりもひとつまくこうばる時は人皆よりるるい一らくこゑ
くしけ二見の浦八書きるるを志ぎかをこうもて いま一ゆ清きなれ
さかをうるをつきいひ浦きまりをいてとうせみてうてをかねさうよ
のをうひいを一を紙ものこをにきをしをハ色のてをてをよ
かもてをかをて切いるもちををこもてを海原ゆををきけ
みをを浪けをのきけをかくをかの所のみのをろくをうをき
ををををくしをくハをちかをををを書をををををを
浦をみ紙かををを思をを
ををひををををををををををの浦けををををををを
山田の鈴江亭に浦かひて歌をををみは墨ををを

紫りて浦をかを辞

土をををををををををををををををををををををををををを
をををををををををををををををををををををををををを
裏けをををを又をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををををををををををを
をを城をををを志ををををををををををををををををを
月をををををををををををををををををををををををを
をけををををををををををををををををををををををを
ををををををををををををををををををををををををを
いをををををををををををををををををををををををを
ををををををををををををををををををををををををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人を大院の松のねくらもうつをくるまの
[illegible]義なるしるしに人々あつまりてものゝあそびをきくに春海
波のうきてあすのうくあるうたを
[illegible]みくまなあの春の月[illegible]の[illegible]
大納言[illegible]卿と伊勢海[illegible]
伊勢[illegible]海の[illegible]
松坂[illegible]種德堂[illegible]に歌[illegible]
あるうた
[illegible]
伏見川を舟[illegible]

[illegible]川の[illegible]舟あるく八月みのうへ[illegible]
駿河の府中[illegible]松永四年の母の五十賀の
百重浪[illegible]
[illegible]一四の陶山口波[illegible]
[illegible]
[illegible]の業[illegible]
八月十五夜三[illegible]
月[illegible]歌[illegible]序
[illegible]十[illegible]都[illegible]
[illegible]
白[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

千種侍従殿よりいまあきらかに[illegible]大井川を[illegible]
[illegible]見[illegible]

有功 千種友

大井川 みなきは浪はやきもの又[illegible]

正輔

[illegible]

演臣

[illegible]

正輔の山[illegible]

[illegible]

夕稚屋の庭にて　ものを題として歌よみける時　冨小路三位
貞隆　後梅溪内府　行通　後勧修寺内府　行豊卿

都詠

都をハ知る人ぞ　後鳥羽の人　内大臣　少将雅経

垣夕蛍　貞隆卿

夕ぐれの　ぬるハ　ちりも　なりぬ　今を　紙　まるぬこ　ハ　あり　ぬ　ちりも

海夏月　有知卿

夏ぐれの　あけぬ　まの　露の　月　あけぬ　海の　月　新

景新樹　演西

ちぐさ　なる　ゆきの　景　ハ　ちぐさ　なる　ハ　ちぐさ　なる　ハ　ちぐさ　なる

深松嵐　光俊　基氏元弟

さらの夏　ぬ　露　ぬ　ぬ　ぬ　ハ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

演西

ハ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

貞隆

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

演西

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

小倉中納言　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

元朝卿

ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元禄[illegible]

[illegible]

文政三年四月八日於京都圓山端之寮再會

[illegible]

季[illegible] 賀茂縣主

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正[illegible] 大坂[illegible]

[illegible]海 大江縣主

[illegible]

直孝 豊臣人臣辺潮[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

菅緒 長谷川三折

[illegible]

村上松堂 画工

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

矢

いのちを猪をとらんくいとるをあんの[illegible]矢八[illegible]をあり[illegible]

うつみ

[illegible]の橋 [illegible]

[illegible]

[illegible]の橋長の所に[illegible]大平[illegible]

[illegible]

[illegible]八[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月十五日

大平

清水屋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御門主より年頃懇ろ狩猟に預人西田千穎のすゝめ
にて歌詠て名のる人達そこに出て詠のり給
ひし
廣世
歌こみやこの方の御歌ハきゝもうけぬもをかしく
はるゝ日赤縁人長治殿義より
きのゝゆきやまを八きゝなるこゑのまれなる鶯
かゝ
廣世
高砂のまつゝん天てゝ引てゝ見てゝみなとの月の
清長のきり
恒香
武蔵野る白ひきもなるこの花の花を御門主
廣世

もゝ殿の殿事のをきゝを歌ゝ
六月十七日の夜清水の観音ゝ
ゝ
成就院蔚海
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
西田伝美
廣臣
ゝ
ゝ
年毎ゝ思ひこみる神を祈ゝ
廣世のゝ
直先

[illegible]

演臣

[illegible]

[illegible]

東人の[illegible]

達河

[illegible]

演臣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源氏大人歌よのかりのひかるかをなる　平康

あつまのうち歌をうけてほとゝきすあやめもしらぬみゆく　源氏

みやこ人ハ雪人のかりをほとゝきすあやめもしらぬこゝろ　川村兼敏

あつまのきゝよりのかりをほとゝきすたゝにきゝて夏をしるし　源氏

ちきりあるこゝハほとゝきすあひきんとかりをもとゝ夏をしるし

返し

[illegible]の関のこゝろあるこゝろハこゝにゆく雁のかけを聞く夏を

ちきりてとゝ鳴くほとゝきす　有通

[illegible]

[illegible]

貴則

[illegible]

演世

大津まて久末良舞の

[illegible]

演臣

[illegible]

伊勢人宣伝

[illegible]

演世

[illegible]

[illegible]

[illegible]

演世

[illegible]

伊勢に[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

演臣

[illegible]

箱根まて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

不墮悪道

宝亀九年十月四日工少

知識

○温泉寺法華経

有名の温泉寺に古写の経巻二部あり一八法華経八軸般若心経
并阿弥陀経一軸観菩賢経一軸都合十軸に心経裏書云　志者為入道
心西往生極楽也願主君父母妻子并一見一礼之輩同生一仏浄土矣　長寛
元年六月廿三壬午　[illegible]卒相国[illegible]
又一ツ八巻十軸にて怨心房尊恵上人地獄[illegible]将来[illegible]
[illegible]悲心房八平家物語[illegible]
[illegible]二重に入[illegible]第[illegible]

[illegible]の裏に一軸[illegible]に[illegible]軸の中[illegible]
[illegible]

○萬葉集莫書圓隣解

萬葉集秘密和詩灌頂新新點

莫書（ニガ）二字音和　莫書本決當圓　傳写変作圓　隣二字音和　莫釣也四字相合則曲釣初月
莫曲也　名也何以知然乎文選第八鮑明遠蕪月
城西門廨中吉詩云始出西南楼纖々如玉鉤末映東北簷皓々
似鉄眉蕤珠横玉鉤隔瑣窓云云新月艶曲似似鉤取喻暗合　之和　大相二字
以和訓為和　○也以為覆々有両義取體則函蓋之蓋也取用則唯言語蓋也
音於保比　如云教々使々等體用互用訓和訓義相従矣先全所注為仙
覚所誤初句四字和訓用由布豆木和義則乙月也之字仙覚用和義雖然尹二
句仙覚訓義稍為乃則能御所仰浪而失理況余新集随字得正義乎因先用音
更今

右契沖阿闍梨真蹟

○題唐詩賛辯子文

山川正宣所蔵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]瀧頂寺一巻[illegible]云 文安四年卯月五日と有り寛[illegible]
の[illegible]云[illegible]伊勢物語[illegible]
鑑の仰載[illegible]
[illegible]の[illegible]し二の書[illegible]

○常明寺蔵書

伊勢物語四巻 [illegible]

出生死海入涅槃
き念[illegible]趣大樂
大材常能堅固

吉田奥禅山下野僧
一七日箇日参籠

字の大サ五寸巾[illegible]
[illegible]五百年[illegible]

○行基式目

[illegible]狩小屋人石四千類[illegible]
[illegible]
の頃[illegible]
[illegible]三十二町を一里[illegible]
[illegible]
つけ[illegible]
[illegible]
行基式目

抑本朝六十餘州之男女凡五百萬人也對異朝謂二百億也凡
本朝每年所出之米穀三百億石意也以是觀彼生靈或家富而飽食
終日好嬉奢或家貧而困飢寒之患兵不如立法式而補弱民兵
先以田畠所出之五穀二十分一為貢天子取以頒賜百官左官
下司台大等代々如此于茲　人王四十五代之帝到　聖武天
皇治宇詔行基布令定田畠之廣狹以六尺四方為一步以三百
六十步為一反上田出生之米穀以十二合之升三石六斗也
中下之土地者依四郡不同以雙多故不書之
本国中有郡有鄉有庄凡以三百六十步為畝則廣六間長六
十間也以十反為一町町者四方六十間也本以六町四方為一
里道路亦以長六町為異国之一里本朝亦准田畠之數以六々
三十六町為本朝道路之一里也
第二貴賤之飲食法式農民者春以雜穀四合米三合為一日之
食為農業則增米一合雜穀二合百工亦然其後行基改百工之
食減米一合為其農業同前也可食下鳥下魚也器洗地墨塗赤
紋三器無漆之折敷等可用之也無所領之四民二十五菜之外
全不可食亦可食中與中鳥亦秋以來六合為一日之食勤其業
之日以粟二合為中食也冬以四合為一日之食勤業日則可食
中食也到秋冬中春可飲清酒也自中春中之五日不飲清酒無
所領四民者皆然兵亦農民不到四十歲不乘馬若有病者穀之
但高工者穀之不穀鞍亦曰有所領之民可除雜穀若用之者可
謂恐天恩也三十七菜之外不用之不可食大鳥魚老後可飲清酒

若用渭酒者是亦慈愍端也民百人之司者同官人也三紋四器
一尺二寸之折數內亦奎外黑漆奎可謂之食時辰申之二刻也
以采一升為一日之食也国司者以六升準一日之食六器黃紋
之臺可用之臺高依国司之官位不同也右所謂下魚下魚者以
采二升買魚鳥一也以一斗二升買魚鳥一謂中魚鳥也以二斗
三升買魚鳥一謂大魚鳥也

第三定衣服之法式

先可用麻布色者薄青厚青或五所紋可用之是則農民之上服
也衣長膝下五寸袖長臂下三寸也絹全不可用之也工又同前
也但衣長膝下七八寸商同前年老後裁紬類亦曰僧者亦食草
衣也絹類全不可用之依佛戒也士者面絹裏布也五色役心用
之上衣紬布薄絹行基裁之綾其外異国織物等不可用之民百
人司者可用絹裏布(若)賜貴人衣服者可著之太刀刀無用金作鞘
鐙等蒔紋金覆輪直金紫威鎧者国司官人大將之外全不可用
之也

第四領地之事其家之所領永代賜之依家々多少不同也官位
職之所領者以應其器人而被任其官其位之時賜其職分之領
地也其人死後不傳子孫餘器之上古之法式大概如此

右一卷藥園院有之處寫之了

永仁四丙申年五月廿五日　　従五位下左衛門尉孝久

益

○萬葉五寸物

三品氏（豊之進西門院九太丁下ル所ニ住ス）云 貫之五寸物六角形四大さにて厚八分

寸物とあるを建仁年中藤令ゝ写しかるの寸法あると合

一冊にて四角にて巾十八十九廿の寸法にて

拾寸に貫之五寸物の文所昭和物あるあく引用ひらい

○蓮如上人子守歌

京都北田町通堀川西入に順興寺云の寺ありしに

蓮如上人の作なりとそ云ふの寺にて出版ひしに子守歌

云ふものあるを文詞いと卑雅すていけり云の京都の方ひ

やうとも其文

ヤシヨウメノ、京ノ町ニヤシヨウメ、ウツツルモノヲミシヨウメ、坊門町ニウル物、

シワ井カモチハシロクテ、一クチナレドテウホウ、在京人ノメノドク、九条ノ町マデ、

アモトイウテトホルハ、スヤ殿ノイカヤ、ミセヘダイヲヨキウリ、イタヾイテヨミウ

リ、山城ノ国カラモチデ、ウル物、キウリホワチ（ソれ）シロウリ、ナスビヒシヤソカモウリ、ア

ゴタウリニホメウリ、カラウリニヒメウリ、サコンアチノアルラメ、ナウラウ、ニラウラ

ウ、大コンウラウ、カハホ子カブラウラウ、フキウラウヲアヘメセトイフユヱ、シホナ

クゾキコエタトツコロウラン、ヤマノイモニサトイモ、春ノ野ニアルナルカヾミイヅル

サワラビ、コキノヒ丁ニヲヒタルツクバ、シウラウヨ、一モジスギナク、ダチ、アサツキ

モウラウヨ、六角町ニウル物、ノ、コヒフナタヒトスヾキトウグヒカレヒナマヅ

トイセゴヒトナヨシトニシヤサヾエ、ボラノユ、アハビカツホ、スルメト、正月ニイハフハカキ

ヤタハラアイキヤウ、ヒシヤメハモチウリ、サハラノコハキリウリ、タコノテモヤツ、イカノ

テモヤツ、ホシタコモウラウヨ、坊門町ニウルモノ、キンテ山鳥ヤマシギ田シギ、ウヅラト

〻ヒトヒシクヒ、ガントカモトタカベトアヂハス、メトテウナイ、シロコトリモウラウヨ、
地獄ガ辻カラ、カセガツジヲミワタシ、ムロ町トホレバウラウウルヘイハ、上龍サヘノ所
ヿカ、十七八カラハタチニアヘテ、廿四五ノ上ラウ、ボウノヽヘヒニウスケシヤウ、ハサキ
トツテカ子グロタチニタチテヘシヘス、秋等カヤウナルスツナシ、ワタモイラヌススア
ウ、セメヒボニキナイテ、コンノ十徳ウヘニソツトキワウテ、スギナリノカサヲバ、フカヾ
トキワウテ、フケドフカ子ド尺八コシニツイサシ、上龍サヘノ所ソバヲヨシノヽト
トホタ、ソノ時ニ所上龍、タモトヲジツトトヾメテ、所トヘリアレヤ殿トテ、アク
ボハシホニアヘツタ、料足ノ一文、カタワレモモタ子ド、ヲトコノギリナレバヘヅ所名
ヲトウタ、コレナル上龍ノナヲハナニト申候、ハツハナトヤ候、ハルノハジメニヲモシ
ロヤ、ハツハナ、コレナル所上龍ノナヲハナニト申候、アタラシ殿
ト聞ヨリ、イヘイデト思テ、ソトヨシテミタレバ、所名ハアタラシ、所カホハフルウ

所リアル、サモアレイカホドノ所出ブレイシキサブラウ、レイシキノヿトハ、一スヂノ所
事カオモヒモヨラヌヿナリワレサモサブラハズハホウラクノ所連寄、ノヽトハ、
五十文ノ所事カオモヒヨラヌヿカヤ、ソレサモトハズハ伊勢ノ所ヘイリノヽトハ、
ミワタリノ所ヌカヤ、オモヒモヨラヌヌ、ソレサモ候ハズハ、大名ノ所カトノヽ
トハ、五文ノヿカヤ、オモヒモヨラヌ事也、ソレサモ候ハズハ所寺サヘノ所カトノヽ
トハ、三文ノ事カヤ、時々ノアキナヒニアシカルヲエラシメノヽ、

○古抄本三十六人集

四本彩色ある所多の三十六人集古抄本ノ奥書云

此三十六人歌集者借本教寺光常家珍之本不遠一字令
書写校合訖件集者昔日雖為官本者子細下賜本願寺
ヨヘ誠世間無双之正本也　新院所在位之時被召上此本

被遂書寫之功之處三十六人集之内三冊不足之間仰人九
集者 短高院道晃法親王 業平集者 日野資方卿云 小野集 烏丸資大納言 資房卿 令給
續之給仍申件官本補其謬誤全部之功者也 謹勘
函底不可出家分它貫云〻

寛文第十暦仲春

右大臣

右大臣

右大臣

今字唐本又如此其上　高倉上皇所読之又如此歟當家玄可用之
哉但古字之解一向不可失之仍本用今字僅附古字者也一部十三
卷五十八篇雖為一字半字不借他人之手偏至墨點朱點皆用自
身之功子々孫々深韞匱内号不出閫外也　清原
正和弁三暦孟夏初五日以家之秘説授申生徳才子以十一代之学業終
十三卷之詁訓當時有者也　明経得業生清原長隆
古文尚書合部十三卷花園帝正和年中明経得業生清原長隆以
家之秘説所加訓點也手書曰以十一代之学業終十三卷之詁訓當
時有者也且未書所謂巧納言入道者藤原信西也所謂紫州者
助教直講定康乎清原世々傳授秘本明々昭々奈偶得之珍蔵
有年然今以為希代之物奉納勢州
太神宮文庫而貽萬世洪室表古寸徴枕也唯冀
神之靈永垂

中西本和名抄

調度部第十四　征戰具七十三　幡旗附　云〻
音翻　波太　云〻　音流波　太阿之
公意僧正　伴信友云文安三年田楽能記曰三井寺住心院ノ実意僧正草法印公意執筆トアリ此公意後ニ住心院ヲツキテ僧正トナリタルナルヘシ此僧同人歟
伊勢山田庶師　藤徳三郎左衛門尉　八幡太郎武遇

今字唐本又如此其上　高倉上皇所読之又如此歟當家玄可用之
哉但古字之解一向不可失之仍本用今字僅附古字者也一部十三
卷五十八篇雖為一字半字不借他人之手偏至墨點朱點皆用自
身之功子々孫々深韞匱内号不出閫外也　清原
正和年三月孟夏初五日以家之秘説授申生徳才子以十一代之学業終
十三卷之詁訓當時布有者也　明経得業生清原長隆
古文尚書合部十三卷花園帝正和年中明経得業生清原長隆以
家之秘説所加訓點也手書曰以十一代之学業終十三卷之詁訓當
時布有者也且未書所謂巧納言入道者藤原信西也所謂紫州者
助教直講定康乎清原世々傳授秘本明々昭々奈偶得之珍蔵
有年然今以為布代之物奉納勢州
太神宮文庫而貽萬世洪室表玄寸微枕也唯冀
神之靈永垂
鏡照證跋一語以為後證
貞享元年甲子夏四月上旬
島原城主松四位下主殿頭藤原忠房

○和名抄古抄本
伊勢山田御師中西清太夫家蔵和名抄十冊奥書云
自公意僧正御房傳領　三井沙門任契
○菜摘田舞女著述也日
伊勢山田庶師藤徳三郎左衛門書寫之八冊本四武遇

月よゆく　三後の文作をかきそへて上巻帝一安徳帝一三代のまを記すせん　三巻
沢の蘆　上巻いにしへ世紀の七巻をうせることを心見ものきかなくんとをもふ　七巻　ぬのいを　おなじ　二巻
桂中納言　三巻　藤中納言　二巻　なつ一段　五巻
一よ中　八巻　寺道家　三巻　五葉　七巻
書陵部　三巻　相の屋　六巻　書屋　七巻
高良社屋　十二巻
此外にも　そこらの八百人　桂宮光基　ちくさ　友のすてにもち
ゆくえしのきりも月のゆく　沢のかたみ　のいを　の三記八巻の
ちりつとりぬ　此ありあけ思ひあり　人のいをもちこと
すをもの　中院氏　宇治氏　にしろつとひ　雪をもなをつ　八
をもしみるものてにそ八のをくのをあを　角うりをあと　をあ

角く八百年ひのをせをもはをそて　龍公美　野公臺　江北海　なをしく
くまをををとも

○祇園執行日記

祇園のやしろまへ　所市側　執行　をあをくしき　をを　をつきあり
て先祖　うのり記あり　執行日記　とひ　仏　くらを　裏　八　社家日記　をもを
ををあり　て人　ををををををり　しを　高野　あるの　人　をくひ
をりて　月　一百　をつ　月　をを　八　執行の宅　いをりて　ひ日記　ををて　人て
執行　ををををり　のも　をを　東陵　をををのををを　をを　をあ
をあを　石敷　をををををを　六冊　あり　皆　をくのをに　あり　貞和　應安
の　ををを　にて　ををる　角し　頓阿　法阿　執行　儀　をすを

○類聚名義抄

なををを　書

[illegible]

類聚名義抄佛上篇目　人イ廷ク亡ヒ走夌一ー十舟

[illegible]　肉月

[illegible]　八大火黑

[illegible]　ヒ止面歯

[illegible]　帛糸衣衣

名義抄本文

大野廣城云此类聚名義抄ハオノレ早ク元本ヲ布写ニシタル本ヲ得テ所藏ス後ニ或人ノ所藏セルヲ借得テ校スルニ此本五卷アリテ中ノサマヽ小異アリ番組ニ按合シテ別ニ附録一卷アリ都合十一卷ナリ此頃ノ古写本全部ヒタルハ世ノ中ニスクナシ尊ムヘシ　名義抄本文臨摹

ー　フトムキ　カテカタ　一云　小ー　コムキ　マムキ　一云

穰ー　上廣　カラスムキ　瞿ー　ナテシコ

法下　ホ禾　香黍米丶　宀冖　冂冗　雨雲　西門　門　□　戸　声　席　廈

广厂　鹿　疒　歹　夕　子了　斗　斟　卓　寸

類聚名義抄僧上　艸サ　竹力　刀刂　又リ　羽　毛　食　金

僧中　公　瓜　网　皿　乏　弓　糸　方　矢　斤　矛　予　戈　欠　又　攴　支　文　殳　殼　皮

葦　車　羊　馬　鳥　隹

僧下　魚　虫　鼠　龜　黽　鬼　風　雨　雜

凡此書者為愚癡者任意抄也不可為證矣立篇者源依玉篇於次第取相似者置隣也於字數少者集為雜部依類者決也篇中聚字者私所為也

卯字雖在人部依難求入ヒ部失字雖在手部依難知為大部等也

自餘字准可知之注中多略用斤

一音字　乙訓字　丨也字　彳徒字　才於字等也

[illegible]

類聚名義抄佛上篇目　人イ足ク　亡ヒ走夌一ー十身

[illegible]　肉月

[illegible]　八大火黑

[illegible]　匕止面歯

[illegible]　帛糸衣衣

名義抄本文

麦 上豚ミツ 禾 ムギ　変 変 正　大ー フトムキ カチカタ　小ー コムキ 一云 マムキ

ー収 名ムキ 一云 ムキノクロ ニ　蒿ー 上高一上 騫ソムキ　穰ー 上廣 カラスムキ　瞿ー ナテシコ

時代追考

法下　ホ禾 禾 香黍米、宀冖 冖 勹 穴 雨 雲 西門 閘 □ 戸 声 帛 虞

广 广 鹿 疒 歹 歺 夕 子 了 斗 斟 卓 す

類聚名義抄僧上　艸 サ 竹 力 刀 刄 刂 羽 毛 食 金

僧中　公 瓜 网 皿 瓦 疋 弓 矢 方 矢 斤 矛 予 戈 欠 又 攴 支 文 攵 殼 皮

韋 車 羊 馬 鳥 隹

僧下　魚 虫 鼠 龜 黽 鬼 風 丙 雜

凡此書者為愚癡者任意抄也不可為證矣立篇者源依玉篇於次第取相

似者置隣也於字數少者集為雜部依類者決也篇中聚字者私所為也

卯字雖在人部依難求入 ⺈ 部失字雖在手部依難知為大部等也

自餘字准可知之注中多略用 亠 音字 乙 訓字 ー 也字 彳 徒字 才 於字 等也

[illegible]

類聚名義抄佛上篇目　人亻走夂　乙乙走夋一一十舟

佛中　耳耳舌口　品品品　目自鼻鼻曰日白是田肉月

佛下夲　舟舟骨角貝貝多髟長手木林犬犭

佛下末　牛牛尸尸爻爻乙几九九火光元牧攵八大火黑

類聚名義抄法上　水氵言足立音豆豈豊卜匕止面歯

法中　石王王色邑阝阝昌阜阝台　土士心忄巾帛糸衣衤

法下　示礻禾耒香黍米丶宀冖勹穴雨雲西門門　□戸声　糸虍

广疒鹿疒歹歹夕夕子了斗斛卓寸

類聚名義抄僧上　艸艹竹力刀刂又リ羽毛食金

僧中　公氏网皿瓦疋弓糸方矢斤矛予戈欠又攴支文攵殳皮

葦車羊馬鳥隹

僧下　魚虫鼠龜黽鬼風雨雜

凡此書者為愚癡者任意抄也不可為證矣立篇者源依玉篇於次第取相

似者置隣也於字數少者集為雜部依類者決也篇中聚字者私所為也

卯字雖在人部依難求入阝部失字雖在手部依難知為大部等也

自餘字准可知之注中多略用亍

亠音字　乙訓字　丨也字　彳徒字　才於字等也

朱音者正音也墨声者和音也片假名有朱點者皆有證據亦有師說無點者雜々書中隨見得註付之不知所追々可決之

卷尾云

仁治二年辛丑九月六日於賀茂菴室交點畢凡此書者以作者自筆草本書寫之間文字前後或重々定紙繆尋清書之證本追必可交合之

釋子慈念 生年世六歲

建長參年八月六日亥刻於洛湯城鷹司之辺一筆書写之畢願以此結緣世々開悪眼生々得惣持必證大菩提矣

執筆沙弥願芝 春秋世三歲